

【想定出題趣旨速報】

2026年度 慶應義塾大学ロースクール入試

商法

作成：The Law School Times 編集部

本問題は、任務懈怠責任において競業取引規制に関して検討を行う典型的な問題である。

まず、任務懈怠責任に関する一般論を展開する必要がある、423条1項の4要件について検討する必要がある旨、論述する必要がある。そのうえで、それぞれの要件について具体的事例に即した検討を行う必要がある。

具体的に、「任務を怠った」においては、この意義を明らかにしたうえで、本問題で検討が必要となる競業取引規制（356条1項）について、仮にかかる規制の違反が認められる場合、これが法令遵守義務違反（355条）にあたり、任務を怠ったに該当するという流れで論述する必要があるだろう。競業取引規制については、「ために」や「取締役が…取引」、「事業の部類に属する」（356条1項）といった要件について意義を明らかにしたうえで、具体的な事情を用いた検討が必要になる。本問題ではこれにあたるという結論に至ることが無難だろう。そのうえで、356条1項柱書と365条1項を指摘したうえで、本問題においては取締役会の決議を得ていないことから、法令遵守義務違反にあたることを指摘する必要があるだろう。

次に、「損害」については423条2項の推定規定を指摘し、これとの因果関係が認められること、Bが「役員等」にあたることについても認定する必要があるだろう。

また、Cはマーケティング調査を実施しているところ、これにも当然費用がかかるため、ここに着目して、推定損害とは別で実損害として検討することも考えられる。

もっとも、ここに具体的な額が記載されていないことから、この検討は必須ではないと思われる。

なお、428条を反対解釈し、免責事由が認められる場合には任務懈怠責任が成立しないという点について指摘して、本問題においてかかる事由が認められるのかについても検討を行う必要がある。

本問題は、任務懈怠責任に関する基本的理解を問う問題であり、正確な条文の指摘を行う必要があるだろう。

【民事訴訟法】

問1

本問は、具体的な事案を題材に弁論主義の基本的な理解を問う問題である。

本問は「本件事実を当事者の主張がなくても判決の基礎とすることができるか」と聞いていることから弁論主義の問題であることが分かる。

この点、裁判所は、当事者のいずれもが主張しない事実を、裁判の基礎にしてはならない（弁論主義の第1テーゼ）ところ、本件事実を当事者の主張がなくても判決の基礎とすることが同原則に反するのではないか検討する必要がある。

具体的には、弁論主義の適用範囲について主要事実にあつては論議したうえで、本件事実が主要事実にあたるかどうか論じることとなる。主要事実とは要件事実にあたる具体的な事実をいい、要件事実とは訴訟物の発生・障害・消滅・阻止などを導く実体法上の抽象的な法律要件にあたる事実をいう。

本件訴訟はXの甲土地所有権確認訴訟であるところ、本件事実はYの主張するXY間売買という抗弁に対する買戻しの再抗弁の主要事実である。

したがって、本件事実に弁論主義の適用があり、かかる事実につき当事者の主張がないにもかかわらずこれを判決の基礎とすることは弁論主義に反して許されない。

弁論主義の適用範囲や弁論主義の趣旨に遡った丁寧な論議ができると高評価となることが予想される。

問2

本問は具体的な事例を通して既判力について基本的な理解を問う問題である。具体的には既判力の作用場面、既判力の消極的作用について論じることが求められている。

「後訴において、Yは、X・Y間の売買を主張して、Xの所有権を争った。Yの主張は許されるか。」という問題文から、既判力の消極的効力（遮断効・失権効ともいう）が問題となると考えられる。既判力の消極的作用とは、当事者は後訴において、既判力の生じた前訴判決の判断に反する主張・立証をすることがゆるされず、裁判所もまたそうした主張・立証を取り上げることができないことを指す。本問では、前訴判決のかかる既判力の消極的作用によって、後訴においてXY売買を主張して争うことが許されないのではないかという点について論じることが求められよう。

そして、論議にあたっては、その前提として前訴既判力が後訴に作用することを認定する必要がある。既判力の作用場面は①後訴の訴訟物が前訴の訴訟物と同一の場合、②後訴の訴訟物が前訴の訴訟物の先決問題となっている場合、③前訴の訴訟物と後訴の訴訟物が矛盾関係にある場合である。本問では、前訴訴訟物はXの甲土地所有権であり、後訴の訴訟物は甲土地所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権である。このことから、②後訴の訴訟物が前訴の訴訟物の先決問題となっているといえる。

したがって、前訴判決の既判力は後訴に作用することになり、前訴口頭弁論終結時より前に存在したX・Y間売買の事実について後訴で主張して争うことは既判力により遮断され許されないこととなる。

以上